

株式会社横浜銀行と相模原市は、 地域活性化に関する連携協定を締結しました！

この度、本市は、株式会社横浜銀行と「包括連携に関する協定」を締結いたしましたので、お知らせします。

本協定の締結により、横浜銀行と本市が、積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、包括的、継続的な連携により、本市の地域資源を有効に活用し、地域の持続的な成長・活性化を図ってまいります。

- 1 締結日 令和元年 8 月 2 1 日（水）
- 2 出席者 株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 大矢 恭好(おおや やすよし) 氏
相模原市長 本村 賢太郎



(左から、株式会社横浜銀行 頭取 大矢恭好 氏、相模原市長 本村賢太郎)

3 協力事項

- ・地域経済の活性化に向けた取組に関すること。
- ・地域経済を支える人材育成に関すること。
- ・市と事業者等との連携促進の支援に関すること。
- ・地域社会への貢献に対する取組に関すること。
- ・その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

4 主な具体的取組

企業誘致の支援

本市の企業誘致を推進するため、本市で企業活動する上でのメリット、企業立地に関するサポート体制等を周知するセミナー並びにフォーラムの共催、横浜銀行取引先事業者の企業立地ニーズ・用地情報の提供及びマッチング等の企業誘致に関する取組を行います。

ロボット産業の支援

市内企業の経営課題解決及び生産性向上のため、横浜銀行取引先事業者の自動化ニーズ等の調査、ロボット事業者・ロボットシステムインテグレータ（S I e r）^{注1}と横浜銀行取引先製造業者とのビジネスマッチングに取り組むとともに、ロボット導入支援セミナー及び個別相談会を共催する等、ロボットの活用支援を行います。

PPP / PFI^{注2}事業の支援

民間事業者の経営資源及び技術、ノウハウを活用させていただきながら、効率的・効果的に公共施設の整備・運営等を行うため、PPP / PFI地域プラットフォームを連携して開催するとともに、PPP / PFI事業に関わる横浜銀行取引先事業者との情報交換を行う等、本市における公民連携の推進を行います。

本市の持続可能な開発目標（SDGs）推進に向けた支援

横浜銀行取引先企業等を対象とするセミナーを開催する等、SDGsの普及啓発に関する取組を行います。

注1）ロボットシステムインテグレータ（S I e r）：生産現場等へのロボットシステム導入を支援する事業者

注2）PPP：Public Private Partnership（公民連携事業）

PFI：Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）

問い合わせ先

企画財政局企画部経営監理課

電話 042 - 769 - 9240

株式会社横浜銀行と相模原市との地域活性化に関する連携協定書

株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」という。）と相模原市（以下「市」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜銀行と市が積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、包括的、継続的な連携により、市の地域資源を有効に活用し、地域の持続的な成長・活性化を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 横浜銀行及び市は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を連携及び協力して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。

- （1）地域経済の活性化に向けた取組に関すること。
- （2）地域経済を支える人材育成に関すること。
- （3）市と事業者等との連携促進の支援に関すること。
- （4）地域社会への貢献に対する取組に関すること。
- （5）その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 横浜銀行及び市は、協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、横浜銀行又は市のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 横浜銀行又は市が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第 6 条 本協定に定めのない事項は、横浜銀行及び市が協議の上別途定める。また、本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 8 月 2 1 日

神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号

株式会社横浜銀行

代表 代表取締役頭取 大 矢 恭 好

神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市

代表 相模原市長 本 村 賢 太 郎